

大館市農業委員会総会議事録

令和3年10月12日

大館市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 および場所	日 時	令和3年10月12日（火）午前8時56分 開会			
	場 所	比内総合支所 3階 大会議室			
2. 出席委員の氏名（19名）					
1番	渡邊 久留美	8番	高坂 千悦	15番	糸屋 由衛門
2番	石山 元一	9番	藤盛 久登	16番	菅原 和久
3番	阿部 重信	10番	菅原 一成	17番	虻川 マキ子
4番	斎藤 重春	11番	小畑 恵美子	18番	安部 幸美
5番	小林 大樹	12番	富樫 英悦	19番	渡邊 久雄
6番	小畑 純市	13番	畠山 繁司		
7番	伊藤 昇	14番	浅利 瑞穂		
3. 欠席委員の氏名（名）					
4. 委員以外の出席者 職氏名		なし			
5. 出席した事務局 職員の職氏名	局 長	乳井 康和			
	次 長	宮崎 直人			
	係 長	佐々木 信成			
6. 議事録署名委員	14番	浅利 瑞穂		16番	菅原 和久
7. 書記	佐々木 信成				

報 告 ・ 議 案

報告第 17 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について
報告第 18 号	農用地利用配分計画（農地中間管理機構分）の認可について
報告第 19 号	認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う届出について
議案第 49 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について
議案第 50 号	農地法第 5 条の規定による賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請書の送付について
議案第 51 号	農用法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について
議案第 52 号	農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

局長

定刻前ではございますが、予定の皆さんがお揃いですので、ただ今から総会を開会いたします。

初めに、会長より挨拶をお願いいたします。

糸屋会長

— 挨拶 —

議長

それでは会議に先立ちまして、本日の出席者数を確認したいと思います。
事務局から報告願います。

局長

本日の出席人数のご報告ですが、委員総数 19 名中 19 名の出席であります。
よって、定足数に達しており会議は成立していることを宣言申し上げます。

議長

次に、大館市農業委員会総会会議規則第 16 条第 2 項の規定により、議事録署名委員を当職より指名してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数あり～

議長

ご異議ないようですので、指名いたします。

議席番号 14 番 浅利 瑞穂 委員、議席番号 16 番 菅原 和久 委員にお願いします。

議長

それでは、会議に入ります。

業務報告について事務局から説明願います。

局長

- ・業務報告 (9 月総会～10 月総会) について
- ・報告第 17 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について
- ・報告第 18 号 農用地利用配分計画（農地中間管理機構分）の認可について

- ・報告第 19 号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う届出
について

以上、報告する。

議長

ただいまの事務局の報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

～意見・質問の声なし～

議長

ないようですので、承認するものとして議事に入ります。

初めに、議案第 49 号『農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

9 ページをお開き願います。

議案第 49 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

次のとおり、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請があったので、この処分（許可、不許可の決定）について意見を求める。

令和 3 年 10 月 12 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

10 ページをお開き願います。

内訳は、No.40 から No.43 までの 4 件で、地目は田が 7,621 m²、畑が 2,524 m²、面積合計 10,145 m²であります。

譲受の事由は、4 件とも「経営拡張」となっております。

これらの許可要件の検討結果につきましては、お手元に配付の調査書の 1 ページから 4 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項第 1 号から第 7 号に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えております。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案 49 号について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 49 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、議案第 50 号『農地法第 5 条の規定による賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請書の送付について』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

12 ページをお開き願います。

議案第 50 号 農地法第 5 条の規定による賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請書の送付について

次のとおり、農地法第 5 条の規定による転用を伴う賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請があったので、大館市長に送付するにあたり意見（許可、不許可相当）を求める。

令和 3 年 10 月 12 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

13 ページをお開き願います。

内訳は、No.10 の 1 件で、地目は田 1,976 m²であります。

No.10 の転用目的は、土木建設等を行っている法人である借受人が、市内での小規模工事の作業の効率化を図るため、申請地を砕石等の一時置場としようとするものです。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第5条第2項第1号及び第2号に規定する立地基準についてであります。申請地は、秋田看護福祉大学の北西約500mに位置する第2種中高層住居専用地域の第3種農地で、農地法の運用、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)該当いたします。

また、法第5条第2項第3号から第7号までに規定する一般基準についてであります。本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.10の位置図及び配置図は、14、15ページに記載のとおりでございます。

議長

ただいまの事務局の説明に関連して、No.10の現地調査の結果を議席番号8番の高坂千悦委員よりご報告願います。

8番（高坂 委員）

8番の高坂千悦です。

議案第50号のNo.10につきまして、去る10月5日に伊藤昇委員と事務局2名の4名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

申請地は14ページの位置図になります。

この場所は、主要地方道大館十和田湖線を有浦方向から、市道御成町片山根下戸線に入り約500m直進し、右側パチンコ店Pゾーン脇の市道沼館区画4号線を100mほど直進した十字路の左側農地で、休耕地として管理されておりました。

15ページの配置図にありますように、主に建設業、砕石掘削販売を行っている申請者が、市内に砕石等の資材を効率よく運搬する拠点として、資材置場を確保、利用しようとするものです。

転用にあたり、東側、南側市道と同レベルとするため、約50cmの盛土を行い場内は敷砂利とし、雨水排水は30cmの雨水流出防止堤により流出を防ぐとともに、傾斜を利用して2カ所の沈殿池を経由させ、最終的に市道側溝へ排出する計画です。

また、北側、西側に隣接する宅地との境界には既存のL型擁壁が設置され

ており影響は無いと思われます。

また、汚水、生活雑排水の発生は無く、当該地を管轄する大館土地改良区の意見書もいただいております。

本案件について、特に問題はないものと見てまいりました。

皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、高坂 千悦 委員から、現地調査の結果報告があった議案第 50 号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

3 番（阿部 委員）

3 番 阿部 重信です。申請場所の周りが住宅地となっているようだが、苦情などの問題はないのか、その辺の説明をお願いしたい。

事務局長

ただ今のご質問について、申請があった時点で心配したところでしたので、第 3 種農地ということで、許可可能な土地ではありますが、対策を求めたところ、被害防除計画書に「隣接住宅の住民への説明を行い、影響のないよう事業を進める」旨を記載して申請がありました。これにより、防止できるものと考えております。

議長

ほかにありませんか。

19 番（渡邊 委員）

関連してですが、昨今、建設業界の盛土問題とか発生しています。この件でも黒土置場等となっているが、石や黒土がどの程度の量や期間、資材置場として使われるのか、住宅に近い環境なので、どのように感じているか、見ているのか聞かせてほしい。

事務局長

ただ今の質問は、災害で違法に行われた盛土が土石流となって、多くの人命が奪われたり、住家が壊されたりしたニュースをご覧になってのお話と思いますが、この件については、平坦地であり、道路を挟み住宅がある訳で

すが、計画のとおりであれば危惧する必要はないと考えています。

議長

ただ今の渡邊 委員の意見について、暫時休憩します。

～休 憩～

議長

それでは再開いたします。

議長

只今、縷々意見がありました。付帯事項として被害防除計画書に記載の近隣住民に説明を行い、影響がないように行うことを附して許可することとするか継続審議とするか、皆様のご意見を伺いたいと思います。

19 番（渡邊 委員）

19 番渡邊です。きちんと付帯事項を記載して、許可してよいと思います。

議長

只今、渡邊 委員から意見がありました。皆さん、そのようにしてよろしいでしょうか。別の意見はございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

付帯事項を附すこととして進めてもらいたいと思います。それでは、異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することといたします。

議長

次に、議案第 51 号『農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

16 ページをお開き願います。

議案第 51 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について

次のとおり、農地法第5条の規定による転用を伴う所有権移転許可申請があったので、大館市長に送付するにあたり意見（許可・不許可相当）を求める。

令和3年10月12日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

17ページをお開き願います。

内訳は、No.15、No.16の2件で、地目、田が268.44㎡、畑が181㎡、合計面積449.44㎡であります。

No.15の転用目的は、土地を譲り受け、自宅出入口の拡張と駐車場スペース、冬期間の雪捨て場としようとするものです。

法第5条第2項第1号及び第2号に規定する立地基準についてであります。申請地は大館市立比内中学校の北、約200mに位置する第2種農地で、農地法の運用、第2の1の(1)のカの(ア)に該当いたします。

また、法第5条第2項第3号から第7号までに規定する一般基準についてであります。本案件はこれらいずれにも該当しないと判断しますので、問題はないものと考えます。

No.15の位置図及び配置図は、18、19ページに記載のとおりです。

No.16の転用目的は、建築資材販売・宅地建物取引等を行っている法人である申請人が、申請地を譲り受けて分譲宅地を造成しようとするものです。

法第5条第2項第1号及び第2号に規定する立地基準についてであります。申請地は比内総合支所の北、約300mに位置する第1種低層住宅専用地域の第3種農地で、農地法の運用、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)に該当します。

また、法第5条第2項第3号から第7号までに規定する一般基準についてであります。本案件はこれらいずれにも該当しないと判断しますので、問題はないものと考えます。

No.16の位置図及び配置図は、20、21ページに記載のとおりです。

議長

ただいまの事務局の説明に関連して、No.15、No.16 の現地調査の結果を議席番号7番 伊藤 昇 委員よりご報告願います。

7番（伊藤 委員）

7番の 伊藤 昇 です。

議案第51号、No.15、No.16について、去る10月5日に 高坂 千悦 委員と事務局2名の4名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

はじめに、No.15についてであります。申請地は18ページの位置図になります。

この場所は、比内総合支所方面から国道285号を直進し、JAあきた北ガソリンスタンドの信号付き十字路を左折、主要地方道比内大葛鹿角線に入り、約250m進み、左側、有限会社吉田興業協の市道野開2号線に左折し、120mほど進んだ左側の農地で、しばらく手をかけていない原野状態の畑でした。

19ページの配置図にありますように、3筆125-5、125-6、125-7の計610㎡の宅地には申請人及び姉の居宅が2棟ありますが、転用によりこの宅地と一体利用することで、出入口を広くできるとともに、また、駐車場、雪捨場等を確保しようとするものです。

転用にあたり、盛土は行わず砕石敷きとして雨水等は自然流下とする計画です。汚水、生活雑排水等は排出せず、特に問題は無いものと見てまいりました。

次にNo.16についてご報告いたします。

申請地は、20ページの位置図になります。

この場所は、国道285号線を比内総合支所方向に進み、右側ローソン比内店を50mほど過ぎた地点の右側農道に右折し、100mほど進んだ右側の農地で、休耕地として管理されておりました。

21ページの位置図にありますように、分筆し分譲宅地として利用しようとするものです。

転用にあたっては、約88cmの盛土を行い、農地と隣接する北、東、西側は安定勾配で法面整形を行い、土砂の流出を防ぐ計画です。また、雨水排水は自然流下とするが、北側から南側通路へは勾配を設け、大雨時は、雨水排

水を道路側溝へ放流するとしています。

分譲後の汚水、生活雑排水は公共下水道に接続する計画で特に問題は無いものと見てまいりました。

以上、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、伊藤 昇 委員から、現地調査の結果報告があった議案第 51 号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 51 号について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することとします。

議長

次に、議案第 52 号『農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

22 ページをお開き願います。

議案第 52 号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見を求める。

なお、土地改良法第 3 条第 1 項第 2 号の規定による申出があったときは、これを承認することについて併せて意見を求める。

令和 3 年 10 月 12 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

23 ページをお開き願います。

令和3年度農用地利用集積計画（第7号）の新規に利用権を設定するものが記載されております。

決定依頼の件数は、新-198と199の2件であります。

契約期間別の内訳についてであります。2件とも契約期間5年で、地目は畑となっております。合計面積は4,008㎡であります。

権利の設定を受ける者の住所・氏名、権利の設定をする者の住所・氏名、権利を設定する土地の所在につきましては、記載のとおりでございます。

これらの要件につきましては、利用集積計画書や確約書、営農計画書で確認しております。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案第52号について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第52号について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

以上、提出議案の審議はすべて終了いたしました。

それでは事務局より当面の日程について、説明してください。

局長

・当面の行事日程について説明する。

議長

ただいまの行事日程について何かご質問等ございますか。

ないようですので、事務局からその他連絡事項等、何かありますか。

局長

ございません。

議長

それではこれをもちまして、本日の定例総会を終了いたします。

午前9時56分終了

この会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年10月12日

議 長

議事録署名委員 14 番

議事録署名委員 16 番

農地法第3条調査書

議案第49号 No.40		所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在		大館市根下戸字赤沼・・・	
申請者	譲渡(貸)人	住所	氏名
		大館市根下戸町・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所	氏名
		大館市根下戸町・・・	△△△△
作成者		農業委員会事務局 農地振興係 佐々木 信成	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が保全管理を行っており、今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、10月5日、安部幸美 農業委員と伊藤昇 農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第49号 No.41		所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在		大館市葛原字漆畑・・・	
申請者	譲渡(貸)人	住所	氏名
		大館市山館字草刈道・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所	氏名
		大館市葛原字漆畑・・・	△△△△
作成者		農業委員会事務局 農地振興係 佐々木 信成	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が保全管理を行っており、今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、10月6日、畠山繁司 農業委員と秋元優 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第49号 No.42		所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在		大館市比内町中野字下五日市・・・ほか・・・筆	
申請者	譲渡(貸)人	住所	氏名
		大館市比内町中野字五日市袋・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所	氏名
		大館市比内町八木橋字杉ノ岱・・・	△△△△
作成者		農業委員会事務局 農地振興係 佐々木 信成	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が保全管理を行っており、今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、10月6日、渡邊久雄 農業委員と岸恭司 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第49号 No.43	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在	大館市比内町笹館字小新田・・・	
申請者	譲渡(貸)人	住所 大館市比内町笹館字小新田・・・
		氏名 〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所 大館市比内町笹館字小新田・・・
		氏名 △△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 佐々木 信成	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が保全管理を行っており、今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、10月6日、渡邊久雄 農業委員と岸恭司 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない